

第28回（2023年度）

三谷市民文化振興財団 応募要領

（一財）三谷市民文化振興財団は、福井県内におけるボランティア活動、スポーツ活動、市民文化活動の振興を通じて「こころ豊かな地域づくり、社会づくり」に貢献することを目的として、2023年度の助成団体の募集を行います。

1. 募集の要領

（1）助成の対象分野

◎ボランティア活動

- ①青少年および高齢者支援活動
- ②障がい者支援活動
- ③環境美化・保全活動
- ③その他のボランティア活動

◎スポーツ活動

- ①児童青少年の健全育成のためのスポーツ活動
- ②健康増進のための高齢者スポーツ活動
- ③障がい者スポーツ活動
- ②その他のスポーツ活動

◎市民文化活動

- ①地域に密着した諸市民文化活動への助成
(音楽・美術・演劇・文学・歴史研究・自然科学・伝統文化・国際交流など)

（2）助成の対象となる団体（2023年9月末時点）

営利を目的としない次の条件を満たす団体

- ①福井県内で活動している
- ②会員が5名以上の団体
- ③設立1年を経過している団体（2022年10月以前に設立したもの。）
- ④特別な資格・経歴等の条件を必要としない、個人で加入できる民間の団体
次のような団体は、原則として助成の対象となりません。
 1. 自治体等が組織した団体
 2. 継続性のない事業実施のみを目的に組織された実行委員会
 3. 企業、商店会、商工会議所等の組織
 4. **過去2年内**に当財団から助成を受けた団体（助成は、**3カ年に1回**。）

(3) 助成の対象となる事業

- ①日頃の活動を地域に発表する「開催事業」や「刊行・制作事業」(例・講演会、体験会、発表会、記念大会、活動記録集、研究報告書など)
- ②比較的活動年数の浅い団体が行う成長性、発展性のある事業
- ③団体が自ら行う主催事業(共催事業も可)
- ④2024年1月1日～2024年12月31日までに実施する事業

【スポーツ活動のみ事後申請の特例】

2023年7月1日～2023年12月31日の期間内に全国大会または北信越大会に予選を通過し、福井県代表として出場した団体については、事後申請が可能です。

(採択後、経費分の領収書を添付した完了報告書の提出が必要)

次のような事業は、原則として助成の対象となりません。

- 1. 「団体」の申請事業と関係のない日常的な活動・運営経費(交際費・慶弔費など)
- 2. 接待、懇親会や慰労会などの飲食代

(4) 助成金額 1件あたり20～50万円

(5) 提出資料(ホームページからの電子申請、郵送および持参、FAXは不可)

- ①財団所定の助成申請書(ホームページからダウンロード可)
- ②写真3枚(普段の活動の様子がわかるもの、写真データをプリントアウトしたもので可)
- ③規約(定款、会則またはこれに類するもの)
- ④直近年度の活動報告書および収支決算書(申請団体が作成した様式で可)
- ⑤直近年度の活動計画書および収支計画書(申請団体が作成した様式で可)
- ⑥機関誌1部
- ⑦紹介記事等
- ⑧日常活動のわかる資料

※①～⑤が未提出の場合は助成の対象としません。(必須)

※⑥～⑧は作成していれば提出してください。

※※提出資料はお返ししませんので、控えをおとり下さい。

(6) 応募期間 2023年 10月 1日 ~ 11月30日 (当日消印有効)

(7) 結果連絡

選考員会による審査で決定し2023年12月末までに団体代表宛てに書面にて連絡いたします。(採否の理由に関するお問い合わせには応じ兼ねます。)

(8) 助成金贈呈時期

2024年1月中旬 (原則団体名義の口座に振込にて贈呈)

(9) 完了報告書 (必須)

助成金交付を受けた団体については、申請事業の完了後速やかに所定の書式にて報告書をご提出頂きます。申請書の控えを保管して下さい。

2. 申請書の提出先およびお問い合わせ先

〒910-0857 福井市豊島1丁目3番1号 三谷ビル

一般財団法人 三谷市民文化振興財団 事務局

TEL 0776-20-3188

FAX 0776-20-3306

メールアドレス m-zaidan@m-sekisan.co.jp

三谷市民文化振興財団ホームページURL

<http://www.mitene.or.jp/m-zaidan/>